

太尾第二学童保育クラブ アルバイト規程

年数	時給 (* 1)	有給 (* 1)	日当	お礼 (* 1・4・5)
1 年目	905 円	(* 2)	(* 3)	なし
2 年目	905 円	(* 2)	(* 3)	なし
3 年目	905 円	(* 2)	(* 3)	(9 月) (3 月)
4 年目	950 円	(* 2)	(* 3)	(9 月) (3 月)
5 年目以降	950 円	(* 2)	(* 3)	(9 月) (3 月)

(* 1) 学生は、勤務年数を問わず 905 円。有給及びお礼は支給しない。

(* 2) 有給の計算は下記のとおりとする。

週所定 労働日 数	一年間の 所定労働 日数	雇入れの日から 起算した継続勤 務期間						
			6 箇月	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
4 日	169 日から 216 日まで	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121 日から 168 日まで	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
2 日	73 日から 120 日まで	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48 日から 72 日まで	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

*一年間の所定労働日数は、週所定労働日数が一定ではない場合に考慮する。

*一日の有給金額は、所定労働時間を勤務した場合の一日の金額とする。

(* 3) アルバイトがキャンプに参加した場合、日当5, 000円を支給する。

(* 4) 3年目以降の年数の者に対しての

9月及び3月のお礼を支払う際、1回分の金額

週3回以上 10, 000円

週2回 7, 500円

週1回 5, 000円とする。

(* 5) 特別な配慮を要する児童が在籍する場合、

3年目以降の年数の者に対して

9月及び3月のお礼を支払う際、1回分の金額

児童1人につき

週3回以上 3, 000円

週2回 2, 250円、

週1回 1, 500円とする。

付則1. この規定は平成24年10月12日から施行する。

2. 従前のアルバイト規定及びこれに類する一切の規程類は、この規程の施行と同時に廃止する。

3. 改正 平成26年10月1日から適用。

4. 改正 平成28年4月1日から適用。

以上